

平成七年度、平成十年度及び平成十一年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第七十四条の二第二項、第九十五条、第九十九条の八及び第五百五十八条の二並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第九十五条第二項、（昭和附則第九十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同法附則第九十六条並びに同法附則第一百一条第一項及び第二項並びに附則第一百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(共済法による年金の額の改定)

第一条 平成七年四月分以後の月分の地方公務員等共済組合法（以下「共済法」という。）による年金で受ける給付については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定、同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法律の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

共済法	第七十九乗じて得た額	第八十乗じて得た額	第二項	第八十七乗じて得た額	第八十八乗じて得た額
	（平成五年十二月以前の組合員期間があるときは、当該額に一・〇〇七を乗じて得た額）	（平成五年十二月以前の組合員期間があるときは、当該額に一・〇〇七を乗じて得た額）	四千百円	七万四千八百円	七万五千三百円

[illegible][illegible][illegible]

- る金額を加えた金額に相当する金額) に一・〇〇七を乗じて得た金額とする。
- 2 平成七年四月分以後の月分の共済法第九十九条の二第二項に規定する公務等による遺族共済年金(平成五年十二月以前の組合員期間があるものに限り) について共済法第九十九条の八の規定により支給を停止する金額は、当該公務等による遺族共済年金の算定の基礎となつた平均給料月額額の三分の三・三七五に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する金額に一・〇〇七を乗じて得た金額とする。
- 3 平成七年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十八条第一項に規定する公務による障害年金について昭和六十年改正法附則第一百一条第一項の規定により支給を停止する金額は、同項各号に掲げる者の区分により、当該公務による障害年金の算定の基礎となつた給料年額に一・〇〇七を乗じて得た額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 4 組合員期間が十年を超える者に支給する平成七年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十八条第二項に規定する公務によらない障害年金について昭和六十年改正法附則第一百一条第二項の規定により支給を停止する金額は、同項各号に掲げる者の区分により、当該公務によらない障害年金の算定の基礎となつた給料年額に一・〇〇七を乗じて得た額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 5 平成七年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第一百二十二条第一項に規定する遺族年金について同項の規定により支給を停止する金額は、当該遺族年金の算定の基礎となつた給料年額に一・〇〇七を乗じて得た額の百分の二十に相当する金額とする。
- (更新組合員等であつた者で七十歳以上のもの) が受ける退職年金等の額の改定の特例)
- 4 平成七年四月分以後の月分の旧共済法による年金である給付については、昭和六十年改正法附則第九十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第九十六条に規定する政令で定める率は、百分の二十二・九とする。

(地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第五条 地方議会議員(共済法第一百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項

において同じ。）であつた者に係る共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち平成六年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。）に係る年金については、平成七年四月分以後、その額を、その者が引き続き平成六年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の共済法第六十六條第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（次項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を共済法第六十一條第二項に規定する標準報酬月額（共済法第六十二條第二項の規定により当該標準報酬月額とみなされる額を含む。）とみなし、同章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、平成六年六月一日において適用されていた共済法第五十一條第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額（当該地方公共団体が同日以後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る同条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、同条第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第四條第二項の規定の適用を受ける者

にあっては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。）に四・八を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。		3 前二項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。
（平成十年度における年金等の額の改定）		第六条 平成十年四月分以後の月分（平成十一年三月分までの月分に限る。）の共済法による年金である給付及び旧共済法による年金である給付に対する前各条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。
第一条の、当該額に	一・〇二五を乗	表第一号
を乗じて得	年十二月以前の組合員期間があるとき（平成五年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）は当該額に一・〇一八を乗じて得た額とし、平成七年十二月以前の組合員期間があるとき（平成六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）は当該額に一・〇一九を乗じて得た額とし、平成八年十二月以前の組合員期間があるとき（平成七年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）は当該額に一・〇一八を乗じて得た額とする。	た額
二十二万六千二百三十三万円		
千円		
七万五千三百七十七万六千七百円		
百円		
五十八万九千五百九十九万九千六百円		
千円		
四百十七万四千四百二十五万七千七百円		
七千円		

